

大阪府初任者・実務者研修受講支援事業補助金に関するお問い合わせ

	ご質問	回答
共通	補助事業者の要件である初任者研修又は実務者研修の修了に応じた昇給又は手当支給の規定があることについて、実務者研修修了後に介護福祉士を取得することで初めて手当が支給される法人は交付対象とならないですか。	当該規定通り、給与規程や就業規則に、初任者研修又は実務者研修修了に応じた手当等の支給の規定が無ければ対象となりません。 ただし、給与規程等に明記はされていないが、法人内の取決めにおいて初任者研修又は実務者研修修了時に手当、昇給等の制度があり、法人がそれを書面で証明できる場合は対象となる場合がありますので、福祉人材・法人指導課にご相談ください。
	研修受講支援事業に申請する研修受講職員の代替職員を雇用する場合、代替職員確保による実務者研修支援事業補助金の申請もできますか。	可能です。
	申請書類の、「受講する研修名、受講者名、研修受講料の総額及び日程が確認できるもの」とは具体的にどのようなものですか。	研修機関が発行する受講証明書、研修案内パンフレット等が挙げられます。
研修受講支援事業	対象経費である「研修受講に要する経費」には、研修受講料の他に、銀行等への振込手数料は含まれますか。	振込手数料は研修受講料には含まれないため、対象になりません。
代替職員確保による実務者研修支援事業	代替職員は、同じ法人で働く職員であれば対象となりますか。	研修受講職員と同じ施設で働く介護職員であることが代替職員の条件です。
	事業実施計画書(様式2-2)の代替職員の雇用形態について、選択肢の「雇用(常勤)」と「雇用(非常勤)」はそれぞれどのような職員を指しますか。	本事業での雇用(常勤)は正職員を指し、雇用(非常勤)は正職員以外の方を指しますので、該当するものをプルダウンから選択してください。